

第3章 事業の実施状況の点検



第3章 事業の実施状況の点検

点検・1 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを包括的に支える体制の整備

点検 1-1 地域包括ケアシステムの構築

①地域包括支援センターの機能強化

a) 地域包括支援センター等のあり方の検討【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・平成 29 年度に「糸満市地域包括支援センターあり方検討委員会」を設置。委託運営、人員配置、増設等に関する情報収集や協議・検討。
- ・相談業務や介護予防業務等の件数増加、地域支援事業の運営などで、早急な体制の整備・充実が求められる。

b) 総合相談の充実【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・地域包括支援センターと地域相談センターが連携し、高齢者の把握と相談業務を実施。
- ・相談実件数は平成 26 年度以降で増加。今後も相談件数の増加が見込まれ、対応できる体制づくりが必要。
- ・平成 28 年度より、市内 5 ヲ所の相談センター連絡会も開催。資源の把握、地域課題の抽出などを行っている。

c) 地域包括支援センター、地域相談センターの周知徹底【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・民生委員定例会、地域デイサービス、出前講座等において、チラシを活用し周知活動を行った。その結果、市民からの相談件数も増えている。
- ・平成 28 年度は、生活支援体制整備に係る第2層協議体を、相談センター圏域ごとに開催。資源の把握、地域課題の抽出などにつなげた。（民生委員に協議体委員として参加してもらい、地域の実情を話していただいた）

d) ケアマネジメントの支援【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・沖縄県介護支援専門員協会糸満支部の事務局を地域包括支援センターに置き、年間計画の作成や、研修等による資質向上を実施している。
- ・適正化事業を実施するほか、地域包括支援センターに主任介護支援専門員を増員し、プランについての相談に対応している。
- ・適正なケアマネジメント力を身につけるための効果的な支援策の検討が必要。

②権利擁護の推進

a) 権利擁護相談の充実【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・地域相談センター、介護施設、病院、社協、司法書士事務所、消費者相談センター等と連携し、認知症などで判断能力が十分でない高齢者等の権利擁護、成年後見申立てに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。
- ・年々、相談等が増える傾向にあり、現行の地域包括支援センターの体制では限界となっている。改善策が必要である。

b) 権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・核家族化、親族関係の希薄さもあいまって、市長による成年後見申立て制度等を利用せざるを得ないケースが増えつつある。
- ・財産管理や介護サービス等の契約行為の支援を必要としている方に、制度の周知と利用手続き等のサポートを行っている。
- ・また、市長による成年後見申立て制度等を踏まえた手続きへの対処を促進。
- ・今後は「成年後見制度」について、市民に対して周知の徹底と適切な利用促進を促す必要がある。

c) 虐待の早期発見と防止

c)-1 高齢者虐待防止ネットワークの強化【担当課：介護長寿課、社会福祉課、児童家庭課】

- ・「高齢者虐待ネットワーク運営委員会」(年1回)を通して、個別ケースの対応等の協議・報告。開催数を増やし、対応方法等について関係機関との連携を強化する必要がある。
- ・市役所や老人週間におけるパネル展示、5箇所の地域相談センターにおいて虐待防止パンフレットを配置・配付し、制度の周知を図る。
- ・相談件数が増加傾向であり、現行の地域包括支援センターの体制では迅速な対策が限界となっている。

c)-2 虐待防止のための周知【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・関係機関等の連携により高齢者の虐待防止について周知。
- ・高齢者や障害者の福祉施設及びサービス事業所に対し虐待防止の啓発を行う。
- ・地域包括支援センターの三職種会議等による原因の追究、本人の身体状況の把握、養護者の介護負担状況等を確認し、調整することで虐待状況の悪化の防止に努めている。

③地域ケア会議の充実【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議において、個別ケースの検討や、地域課題の解決策の検討を行っている。
- ・ 3つの機能の地域ケア会議を開催することができ、検討した事例数も増えた。
- ・ 地域課題の抽出に資するための効果的な地域ケア会議の運用が必要。

点検 1-2 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携の体制整備【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・ 在宅医療と介護が連携するため、H29 年 1 月より南部地区医師会へ業務委託を行った。H28 年度は、3 事業を委託。H29 年度は、8 事業すべてを委託。
- ・ 委託することにより、①医療・介護資源リスト調査、②連携に係る課題抽出、③多職種連携GW、④広報用リーフレット作成、⑤南部在宅医療介護支援センター設置、で成果あり。
- ・ 医師会に委託したことにより、医療側と介護側のネットワークの構築が進められる。
- ・ 救急関係職員を交えて、ターミナルケアも含めた救急搬送時の連携について、意見交換ができた。救急搬送等の対処など、救急現場における医療と介護の連携体制の構築が必要。
- ・ 県の医療計画との連携、整合性を図る必要があり、在宅医療と介護との連携を本格的に促進していく必要がある。
- ・ 看取り等ターミナルケアの普及と体制づくりについて、医療・介護関係者と連携し、切れ目のない在宅サービス提供を目指した取り組みが必要。

②地域資源把握に係る調査の実施【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・ 医療機関や介護保険サービス事業所など地域資源の把握（医師会と連携）
 - ・ 南部地区の医療、介護の事業所について、まとめられている。
 - ・ 今後は詳細な情報をまとめ、冊子等に作成することで、市民用、関係機関用など用途に応じて活用できるようにしたい。
- ＝施策としては、第6期で完了＝

点検 1-3 認知症施策の推進

①認知症初期集中支援チームの設置【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・「認知症初期集中支援チーム」の導入に向けた検討委員会を開催（設置方法の検討、先行市町村の事例勉強会等）。
- ・平成 29 年 6 月より支援チームの活動をスタートした。
- ・認知症の重症化対策においては、症状の初期段階での対応が重要であるため、対象者のリストアップ対策をどのように対応するかが、今後の課題である。
- ・現行の体制では、対応できる件数等に限界があるため、体制の強化が必要である。

②認知症地域支援推進員の配置【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・認知症の人や家族の自立生活のサポートや認知症についての普及啓発を行うため、認知症地域支援推進員を 2 名配置している。
- ・本市の認知症キャラバンメイトの事務局を担当。平成 29 年 2 月で 48 名が登録。
- ・認知症サポーターの数は、平成 29 年 2 月時点で 2,234 人となっている。
- ・市民向け講演会を年 1 回開催。複数回開催又は関係者別開催など検討を要す。
- ・認知症地域支援推進員を配置したことで、関係機関との連携がとりやすくなった。
- ・現行、認知症地域支援推進員を 2 名配置するが、今後は認知症関係の相談等の増加が見込まれ、さらに普及啓発等も対応する必要があるため、体制強化が急務となっている。
- ・認知症サポーター講座に多くの方を参加させることに力を入れているが、今後は受講したサポーターの活躍の場及び有効的な活用の検討を図る必要がある。

点検 1-4 生活支援サービスの体制整備

①生活支援コーディネーターの配置【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・生活支援コーディネーターを地域包括支援センターへ配置し、多様な取組のコーディネートを担当している。地域の自治会、公民館を訪問し、地域資源を把握した。
- ・地域において不足するサービスの創出、担い手の養成、高齢者の活動する場の確保をどのように進めるか課題。
- ・関係機関の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりが必要である。

②協議体の設置【担当課：介護長寿課 包括支援係】

- ・第 1 層協議体（市町村圏域）での会議開催は平成 28 年度 1 回。第 2 層協議体（日常生活圏域）での会議は平成 28 年度、29 年度各年 1 回開催。
- ・協議体を圏域ごとに配置する各相談センターを中心に開催することにより、資源の把握、地域課題の抽出などにつなげている。

点検 1-5 高齢者のための住宅対策の推進

①高齢者が住みやすい市営住宅の推進【担当課：介護長寿課、建設課】

- ・旧糸満南小学校跡地等で、老朽化した市営団地の建替えが進められている。
- ・「糸満市住生活基本計画」の策定作業において、住宅困窮世帯、特に独居高齢者などの住宅確保への要配慮対策を盛り込むなど、位置づけられた。

②住宅改修の周知【担当課：介護長寿課 認定給付係】

- ・市の広報での周知は、制度や手続き方法の変更のあるときのみで定期的には行っていない。ホームページでは常に周知。

点検 1-6 各種連携体制の整備

①行政内部の連携体制の構築【担当課：介護長寿課】

- ・2ヶ月に1回「保健・福祉・医療等関係課会議」の開催を行っている。福祉部のみならず、他課と情報共有しながら、連携している。
- ・関係課会議以外の課との連携が希薄。
- ・2ヶ月に1回の「保健・福祉・医療等関係課会議」を定期的で開催できたが、事例になる議題等が少なく、本会議の活用が不十分。

②行政と関係機関との連携、情報の共有強化【担当課：介護長寿課】

- ・各種関係機関と調整している。事業に関する連絡会を開催し、情報共有や情報交換などを行っている。

③定期的な事業の点検評価の実施【担当課：介護長寿課 管理係】

- ・計画の推進会議により年1回程度の点検評価、必要に応じ事業変更や追加の実施。

④市民、地域、行政の役割の周知、啓発【担当課：介護長寿課】

- ・「自助」「共助」「公助」について周知と広報。
- ・市民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、高齢者支援のコミュニティづくり。

点検 2-1 生活習慣病の予防と健康づくりの推進

①特定健診・特定保健指導の推進【担当課：健康推進課】

- ・ 特定健診受診率向上のため周知広報、未受診者への受診勧奨等。H27 受診率 38.3%。
- ・ 未受診者対策：各種取組を実施。
- ・ 特定健診及び健康診査受診者への結果説明を全員に実施。基本的に個別面談。

②がん検診の実施【担当課：健康推進課】

- ・ 集団検診方式、個別検診方式（医療機関での検診）にて実施。
- ・ 胃がん、肺がん、大腸がんの各種検診は年 1 回、子宮頸がん・乳がん検診は 2 年に 1 回の検診料金を補助している。
- ・ がん検診受診率が低い。

③生活習慣病予防の周知・啓発【担当課：健康推進課】

- ・ 禁煙デー（5/31）、健康増進月間等、世界糖尿病デー（11/14）で生活習慣病予防のためのパネル展やチラシ配布など実施。
- ・ 特定健診等受診にむけての呼びかけを実施。

④健康づくりの推進

a)健康いとまん21の推進【担当課：健康推進課】

- ・ 市民の健康づくりを分野ごと目標として設定、年度ごとに評価している。
- ・ 平成 23 年度に「第二次健康いとまん 21」を策定、平成 29 年度に中間評価を予定している。

b)食育の推進【担当課：健康推進課】

- ・ 特定健診や健康診査などの結果説明時に結果に応じた食事について管理栄養士や保健師が説明している。
- ・ 食生活改善推進による各種活動のサポート、助言など。
- ・ 平成 29 年 3 月に「糸満市食育推進・地産地消促進計画」を策定。
- ・ 推進協議会を立ち上げ、関係課が連携して目標達成のための事業に取り組んでいる（体制が整ってきた）。
- ・ 平成 29 年 5 月現在、食生活改善推進員 29 人。

c) 中高年の運動の促進【担当課：健康推進課、社会体育課】

- ・ 特定健診等の健診結果説明に運動施設の紹介チラシを配布。継続的な利用を促す必要がある。
- ・ スポーツ推進委員を講師に「ノルディックウォーキング体験教室」開催。また、「てくてくウォーキング」開催。一般の参加者と比べ、高齢者の参加が少ない状況。

点検 2-2 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進

①介護予防・生活支援サービス事業

a) 訪問型サービスの推進

a)-1 訪問介護【担当課：介護長寿課】

- ・ 国の基準による訪問型サービス（現行相当）を実施。
- ・ 訪問介護事業所のヘルパーによる入浴介助等の身体支援、掃除、洗濯、買い物等の生活支援。
- ・ それぞれの状態に応じた「自立」を考えるサービスの提供を図る必要がある。

a)-2 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）【担当課：介護長寿課】

- ・ 市独自の基準による訪問型サービス（自立型）を実施。
- ・ 市内の訪問介護事業所のヘルパーによる概ね 1 時間以内の掃除、洗濯、買い物等の生活支援。
- ・ それぞれの状態に応じた「自立」を考えるサービスの提供を図る必要がある。

a)-3 訪問型サービス B（住民主体による支援）【担当課：介護長寿課】

- ・ 『生活応援隊』という名称で、30 分以内の生活援助サービスを有償ボランティアで提供。
- ・ 活動が長期間となると、活動する生活応援隊の会員の負担が増し、そのことから活動辞退のケースも増えており、現行の支援ケースの見直しを図る必要がある。

a)-4 訪問型サービス C（短期集中型サービス）【担当課：介護長寿課】

- ・ 第6期計画期間中においては、事業実施を行っていない。

a)-5 訪問型サービス D（移動支援）【担当課：介護長寿課】

- ・ 第6期計画期間中においては、事業実施を行っていない。
- ・ 第7期の期間中においては、住民主体の支援策等も含め、通所サービス等で外出する場合の移動支援や生活支援の実施を検討する必要がある。

b)通所型サービスの推進

b)-1 通所介護【担当課：介護長寿課】

- ・国の基準による通所型サービス（現行相当）を実施。
- ・それぞれの状態に応じた「自立」を考えるサービスの提供を図る必要がある。

b)-2 通所型サービス A【担当課：介護長寿課】

- ・市独自の基準による通所型サービス（自立型）を実施。
- ・それぞれの状態に応じた「自立」を考えるサービスの提供を図る必要がある。

b)-3 通所型サービス B【担当課：介護長寿課】

- ・地域デイサービス等を主体的に活動している市内の団体に呼びかけ、要支援者等といっしょに体操などのサービス提供を行う団体への活動支援を開始した。
- ・日常生活圏域にバランスよく配置できるよう、受け皿となる活動団体等の育成強化策を検討する必要がある。
- ・要支援者等を、既存の介護予防通所事業からの移行や併用を組み合わせながら、地域で活動する取り組みにどのように繋げていくかが課題である。

b)-4 通所型サービス C【担当課：介護長寿課】

- ・第6期計画期間においては、事業実施を行っていない。

c)その他の生活支援サービス【担当課：介護長寿課】

- ・調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、弁当を配達。
- ・見守りの観点から、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図っている。
- ・平成 28 年度からは介護予防・日常生活支援総合事業で実施。要介護者は原則対象外となり、訪問介護による調理支援等で対応を図った。

d)介護予防ケアマネジメント【担当課：介護長寿課】

- ・介護予防のケアプランを作成し、自立生活の支援をしている。
- ・平成 28 年度からの介護予防・日常生活支援総合事業開始にともない、地域包括支援センターの他、外部の居宅支援事業所 32 か所に委託し、ケアマネジメントを実施。
- ・総合事業が開始され、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントの件数が増えている状況であり、対策が必要となっている。

②一般介護予防事業

a)介護予防把握事業【担当課：介護長寿課】

- ・高齢者の実態把握業務を5箇所の地域相談センターに委託し、介護予防活動へ繋げられるよう訪問指導等を実施。
- ・地域相談センターに配置する相談員が1名のため、対応に限界がある。機能強化を図る必要がある。

b)介護予防普及啓発事業【担当課：介護長寿課】

- ・市の窓口、広報紙等を活用しての高齢者福祉、介護に関する情報提供のほか、地域サービスや老人クラブ等に出向いての情報提供を実施。
- ・自治会加入や老人クラブ等への加入率が年々悪化するなか、介護予防の普及啓発や住民等が主体の参画、支え合いの体制づくりをどのように推進していくかが課題。

c)地域介護予防活動支援事業

c)-1 願寿館教室【担当課：介護長寿課】

- ・健康運動指導員等によるストレッチや筋力向上運動等を実施。
- ・地域公民館での出張運動指導、地域のストレッチリーダー・ボランティアの育成。
- ・施設の老朽化が進み、その対応策の検討を図る必要がある。

c)-2 地域デイサービス【担当課：介護長寿課】

- ・各自治会の公民館において、健康相談やレクリエーション、ストレッチ等を実施し、心身のリフレッシュや健康づくり、仲間づくりのための事業を実施（市社協へ委託）。
- ・年々事業を実施する自治会が増えてきており、延べ利用者も増加傾向にある。
- ・事業の実施に協力していただける協力員数が伸び悩んでいる。

c)-3 かりゆし健康クラブ（社会福祉センター）、いきいき健康クラブ（ふくらしゃ館）【担当課：介護長寿課】

- ・地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び「いきいき健康クラブ」を実施し介護予防を推進（市社協へ委託）。
- ・いきいき健康クラブを週2回から週3回に増やすことにより、平成25年度と比べて年間延べ利用者数が700人以上増加し、介護予防に資することができた。
- ・利用者の移送手段を求める声が多い。
- ・高齢者の増加により利用者の増加も予想される。拠点施設等の確保が必要である。

点検 2-3 介護サービスの推進

①介護サービスの質の向上

a) 介護サービス事業所への指導及び監査【担当課：介護長寿課】

- ・ ケアマネジャー資格のある嘱託員 1 名を配置し、指導等を実施。
- ・ 地域密着型サービス事業所への指導及び監査の実施している。また、地域密着型通所介護事業所の移行時期に、集団指導を実施。
- ・ 指導及び監査体制を充実させ、総合事業における指定事業所と指定権限移譲による居宅支援事業所の管理に対応する必要がある。

b) 介護給付等費用適正化事業【担当課：介護長寿課 認定給付係】

- ・ 介護給付等費用適正化事業では、ケアプラン点検及び報酬明細点検等を実施し、過誤調整による適正化を行っている。
- ・ 適切なサービス提供に資するケアプランの作成を指導することで介護支援専門員の質の向上を図っている。
- ・ 住宅型有料老人ホーム入所の重度者（要介護 3 以上等）では、通所系サービスを支給限度額いっぱいまで利用している状況が見受けられる。ケアプラン点検等の強化を図り、適切なサービス提供を促す必要がある。

②地域密着型サービスの整備充実【担当課：介護長寿課 管理係】

- ・ 市内には、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護の事業所がある。
- ・ 第 6 期計画期間において、新たに小規模多機能型居宅介護の事業所を募集したが、応募がなく、未実施となっている。
- ・ 特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図る必要がある。
- ・ 県地域医療構想における病床機能再編への対応として、介護施設の整備が必要。

点検 2-4 介護予防生活支援事業の推進

①任意事業の充実（地域支援事業）

a) 家族介護支援事業

○介護用品支給事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・要介護 4 又は 5 に認定された高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物を給付。

○家族介護慰労金事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・要介護 4 又は 5 に認定された高齢者を介護している家族に対し、慰労金を支給する。

b) 食の自立支援事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・調理が困難または栄養改善が必要な一人暮らし高齢者等に食事を提供し、栄養改善指導等を実施。
- ・配食時に高齢者の安否確認を行う。

c) 成年後見制度利用支援事業【担当課：介護長寿課】

- ・判断能力が十分でない高齢者の権利擁護のため、成年後見制度を利用する必要があるのにも関わらず、経済的理由などで制度を利用できない方の支援の実施。
- ・核家族化、親族関係の希薄さもあいまって、市長による成年後見申立てを利用せざるを得ないケースが増えつつある。
- ・今後は「成年後見制度」について、市民に対して周知の徹底と適切な利用促進を促す必要がある。

d) 高齢者権利擁護事業【担当課：介護長寿課】

- ・地域相談センターと連携し、高齢者の見守り、定期的な連絡会議の開催等により、権利擁護等に対する対応を推進している。
- ・傾聴ボランティアの活動を支援。
- ・現行の地域包括支援センターの体制では、年々増える傾向にある相談要望等に対し、限界となっていることから対策が必要である。

②介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

a)軽度生活援助事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・ひとり暮らしの高齢者が、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、軽度生活援助員（ヘルパー）の派遣をする。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始に伴い、今後は利用者の増加が見込めないことから、事業のあり方について検討を行う。

b)外出支援サービス事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・寝たきりや車いすのために一般の交通機関を利用できない高齢者への送迎を行う（医療機関への送迎）。
- ・今後も、常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院支援を継続して行っていく必要がある。

c)福祉電話設置事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に電話機を貸与することにより、日常生活の便宜を図る。
- ・安価な携帯電話の普及とともに、利用者数が減少している。

d)緊急通報システム事業【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・日常生活を営むうえで常時注意を要する高齢者を対象に、緊急通報システムを設置し、緊急時における安全の確保や不安の解消を図る。

点検・3 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

点検 3-1 生きがいつくりの推進

①老人クラブ活動の育成【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・単位老人クラブ数は平成 28 年度 18 団体、会員数は 919 人。会員数が減少しているほか、役員のなり手がいないことから、年々休会するクラブが増えてきている。
- ・若手高齢者の会員加入が伸び悩み。加入促進に向けた対策が必要。
- ・老人クラブへの加入を促進するための新たな試みとして、平成 28 年度に還暦野球大会を開催。

②シルバー人材センターの活用促進【担当課：介護長寿課】

- ・シルバー人材センターの周知広報、会員数と就業機会の拡大。
- ・公共事業についても、シルバー人材センターを活用。
- ・会員数がなかなか増えない。

③スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進【担当課：介護長寿課、社会体育課、生涯学習課】

- ・スポーツ大会の実施や老人クラブ各同好会の支援を行っている。スポーツ・レクリエーション祭では、自治会対抗ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会を開催。
- ・スポーツ推進委員の派遣：地域の高齢者レク活動等に派遣している。
- ・開催場所が西崎運動公園だけ→各校区や地域での開催を考える必要がある。
- ・高齢者を含めた一般市民向けの講座や学習機会を提供している。（各種市民講座、出前講座等）
- ・生涯学習支援センターでのサークル活動及び育成支援などを行っている。
- ・サークル数が多いため講座開催の日程調整が必要。講座の周知方法に課題がある。
- ・出前講座では、「食生活」や「認知症予防」等の講座を実施。地域デイサービス等からも依頼が増えている。世話役等がいない地域では講座の周知が課題である。

④世代間交流の機会の拡充【担当課：介護長寿課、児童家庭課、生涯学習課】

- ・サークル活動の舞台発表や展示を通して、世代間交流を創出している（生涯学習フェスティバル等）。体験コーナー（竹とんぼ作り、折り紙など）で高齢者も子どもたちと楽しみながら交流を行っている。
- ・地域とのつながりが希薄になるなか、社会教育団体では会員の減少等により活動が停滞しており、その活性化が求められている。各種団体の活性化が必要。

⑤系満版長寿大学の実施検討・研究【担当課：介護長寿課】

- ・機会があれば学びたいという高齢者の参加意欲がうかがえる。
- ・協力員の確保、講座内容の検討など、長寿大学の実施についての検討委員会を設置していきたい。

⑥敬老会の実施及び祝い金の支給【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・本市在住の 75 歳以上の方を招待し、敬老会を開催している。
- ・年々対象となる高齢者の数が増えてきていることから、今後は開催場所の確保が課題になる可能性がある。
- ・満 87 歳（トーカー）、満 96 歳（カジマヤー）、満 100 歳になられる方に敬老祝金を支給している。

点検 3-2 集いの場の拡充

①地域の集いの場の確保

a) 地域デイサービスの推進【担当課：介護長寿課】

【再掲につき割愛】

b) 地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり【担当課：介護長寿課】

- ・市内の介護予防拠点施設の活用。
- ・地域資源を活用し、高齢者が集い、交流できる拠点づくりを検討。

c) 家族介護者の集いの充実【担当課：介護長寿課】

- ・家族介護者の悩み等の相談の場となるよう、「あだんの会」と連携し、集いの場の充実を推進。

②老人福祉センター等の整備検討【担当課：介護長寿課、社会福祉課】

- ・老人福祉センター等の整備を検討。

③公民館を活用した交流の充実【担当課：介護長寿課】

- ・高齢者交流を目的として地域デイサービスのない曜日、時間で各公民館等において交流を実施。

点検 3-3 移動・交通手段の整備

①事業実施等における移動手段の確保【担当課：政策推進課、介護長寿課】

- ・平成 27 年度、28 年度に「新しい公共交通検討事業」にて、運行区域内のバス停からバス停に乗合で送迎する、区域運行の実証実験を実施。
- ・三和・高嶺地域、糸満市役所、願寿館、社会福祉センター前にバス停を設置。
- ・高齢化率の高い地域や、高齢者福祉に関する事業を実施する場所で多く利用されており、効果があったと考えられる。
- ・事業を継続的に実施していくためには、採算面に課題がある。

②外出支援サービス事業（再掲）【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

【再掲につき割愛】

③送迎バス活用モデル事業の実施継続【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・協力事業者である民間事業者の送迎バスを活用して、高齢者の移動を支援する。
- ・送迎バスのルートによっては、事業を開始した当初と比べて、送迎バス（ルート等）の便数が減っているため、必要に応じて便数・ルートの維持を図るため、協力依頼を行っていく必要がある。

④新しい公共交通検討事業の推進【担当課：政策推進課、介護長寿課、市民生活課】

- ・平成 27 年度、28 年度に「新しい公共交通検討事業」にて、運行区域内のバス停からバス停に乗合で送迎する、区域運行の実証実験を実施。
- ・事業を継続的に実施していくためには、採算面に課題がある。

点検・4 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

点検 4-1 高齢者の見守り活動の推進

①地域の見守りネットワーク体制の構築【担当課：社会福祉課（社協）、介護長寿課】

- ・連絡会開催、地域見守り隊の結成等を行い、地域支え合いの体制を構築。
- ・「傾聴ボランティア」の会員増の促進と活動を支援。

②一人暮らし高齢者等の見守り体制づくり【担当課：介護長寿課 高齢者支援係】

- ・要援護高齢者実態把握調査等によって見守りが必要と把握された高齢者の自宅を訪問し、安否確認等を行っている。

③緊急通報システム事業の充実（再掲）【担当課：介護長寿課】

【再掲につき割愛】

④食の自立支援事業（再掲）【担当課：介護長寿課】

【再掲につき割愛】

点検 4-2 認知症対策の推進

①認知症についての周知と理解の促進【担当課：介護長寿課】

- ・認知症への理解を深めるため、市民講演会を開催。年1回開催から、複数回開催又は関係者別開催など検討を要す。
- ・認知症施策の推進においては、キャラバンメイトの活動が重要となることから、有効的な取り組みの検討を図る必要がある。

②認知症サポーターの養成【担当課：介護長寿課】

- ・認知症への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座等を開催し、普及・啓発の推進を図る。
- ・認知症サポーター講座に多くの方を参加させることに力を入れているが、今後は受講したサポーターの活躍の場及び有効的な活用の検討を図る必要がある。

③認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築【担当課：介護長寿課】

- ・認知症地域支援推進員を2名配置し、認知症の方や家族等支援の体制構築を図る。
- ・「認知症初期集中支援チーム」の導入に向けた検討委員会を開催し、平成29年6月より支援チームの活動をスタートした。
- ・現行の体制では、対応できる件数等に限界があるため、体制の強化が必要である。

④認知症支援のネットワークづくり【担当課：介護長寿課】

- ・認知症高齢者等の安全確保及び家族等への支援を図るため、「糸満市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」を実施している。（平成 28 年 12 月に要綱を策定）
- ・糸満警察署と「認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定」を締結し、行方不明高齢者等の早期発見ができる体制整備を図った。
- ・ネットワークの協力事業者として、糸満市社会福祉協議会をはじめ、事業所 8 社と、事業協力の締結を行った。

⑤地域密着型サービスの整備充実（再掲）【担当課：介護長寿課】

【再掲につき割愛】

⑥認知症家族介護者への支援【担当課：介護長寿課】

- ・「認知症地域支援推進員」の配置や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人や家族、若しくは認知症に関する相談等に対応し、認知症高齢者の家族への支援体制の構築を図っている。
- ・小規模多機能型介護施設「かじまやぬ花」において、交流スペース等を活用した「オレンジカフェ」を月 2 回程度で開催。
- ・家族介護者等への支援を促進するための常設の「認知症カフェ」の設置ができなかった。今後は、民活等も含めた有効な取り組みの検討を図る必要がある。

点検 4-3 ボランティア活動の推進

①ボランティアの養成と活動支援の強化【担当課：社会福祉課（社協）、介護長寿課】

- ・ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、高齢者等との交流など。

②社協ボランティアセンターとの連携強化【担当課：社会福祉課（社協）、介護長寿課】

- ・ボランティアコーディネーターによる相談、関係機関へのつなぎ等による地域支援の推進。

③傾聴ボランティアの促進【担当課：社会福祉課（社協）、介護長寿課】

- ・傾聴ボランティアの養成、育成を図る必要がある。
- ・傾聴ボランティアにおいては、登録者数の減少が課題。

点検 4-4 災害時の対策の推進

①防災計画に基づいた災害時対策の充実【担当課：総務課 防災係、市民生活課、介護長寿課、社会福祉課】

- ・ 防災講演や防災訓練を行い、防災意識の向上を図っている。また、地域の要望に応じて、避難訓練のサポートを行っている。
- ・ 地域が自ら防災訓練を実施できるような体制を作っていきたい。

②災害時要援護者登録制度の推進【担当課：介護長寿課、社会福祉課】

- ・ 災害時に要援護者への支援を円滑に行えるよう、災害時要援護者台帳への登録を行う。
- ・ 台風による暴風雨の恐れがある場合は、要援護者へ連絡をとり避難の必要性などの状況確認や台風対策を促すなどの支援を行う。

③救急医療情報キットの普及推進【担当課：介護長寿課 高齢者支援係、社会福祉課】

- ・ 一人暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布している。
- ・ 救急キットを配布した後の持病等の情報更新や消防署など関係機関との情報共有が課題となっている。